町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票の期日のお知らせ

投票日：令和９年１月１７日（告示日：令和9年1月12日）

〇住民投票の目的

清水町まちづくり基本条例の規定に基づき、町名を十勝清水町に変更することについて、住民の意思を反映させることを目的に実施します。

〇今回の投票で問うこと

清水町の町名を

「十勝清水町」に変更することに

賛成しますか、反対しますか。

〇投票できる方（投票資格者）

平成２６年４月１日に生まれた日本国籍を有し、令和８年１０月１１日以前に本町に転入届出をし、引き続き３ヶ月以上住んでいる方です。**中学１年生以上も投票資格者になります。投票資格者には投票所入場券が送付されます。**

〇投票の方法

住民投票は１人１票の投票とし秘密投票です。町名変更に賛成するときは投票用紙の**賛成欄に「〇」**を、反対するときは**反対欄に「〇」**を記載し投票を行います。

〇投票の成立要件

投票資格者の**過半数の者の投票により成立**するものとします。よって**過半数に満たない場合は、投票不成立となります。**

※清水町議会議員選挙と同日執行となります。投票所及び開票所、期日前投票、不在者投票についても清水町議会議員選挙と同様の実施方法となります。

※住民投票の期日については、住民投票と公職選挙の制度の独立性や町名変更にかかる町からの情報提供期間の確保、投票者の負担、投開票事務の効率化・煩雑化などを総合的に判断し、町議会議員選挙と同日執行と決定しました。



お問い合わせ：清水町選挙管理委員会　　電話 ６２－２１１１ 【 内線 ２９４・２９６ 】

HPアドレス　https://www.town.shimizu.hokkaido.jp/election/index.html　✎発行：清水町選挙管理委員会

みなさんが考える町の名前は

町名変更に関する住民投票が実施されます。

町名は「まちの顔」となるものであります。町民の皆様それぞれが、町の将来を考えご判断ください。

今後、町名を変更することに伴うメリット・デメリットについて、あらためて皆様に12月広報誌や町ホームページ、折込チラシなどでお知らせしてまいります。

＊町名が十勝清水町になると＊（影響の一例です）

・住所が北海道上川郡十勝清水町南4条2丁目2番地（役場の場合）となります。

・住所の変更に伴い、住民票や土地登記住所などの修正が必要となります。
ただし、修正作業は行政で行いますので、町民の皆さんが行う手続きは原則ありません。
しかし、生命保険やクレジット契約など一部において手続きを求められる場合も考えられます。

なお、本年2月に開催した住民説明会における資料など、これまでの資料は町ホームページで閲覧ができますので、ご覧ください。

＜不明な点がありましたら役場企画課（62－2114）までお問い合わせください。＞